

地域協議会会長会議 次第

と き 平成 27 年 7 月 14 日 (火)
午後 2 時～

ところ ユートピアくびき希望館
第 3 会議室

1 開会

2 あいさつ

3 議題

地域協議会の見直しの検討状況に関する説明及び意見交換

4 その他

5 閉会

[資料]

- ・ 次第
- ・ 上越市地域協議会の一層の活性化に向けた見直しについて (案)

上越市地域協議会の一層の活性化に向けた見直しについて（案）

平成 25 年度から 2 か年にわたり、上越市地域協議会検証会議を設置し、地域協議会の一層の活性化に向けた検証を行いました。

検証会議からは、自主的審議の活性化や人口減少に応じた委員定数の見直しなど、地域協議会の活性化に向けた様々なご意見をいただいたところです。

市では、これらのご意見やこれまでの制度の運用状況等を踏まえ、身近な地域の課題について議論し、地域の意見を取りまとめ、市政に反映させる地域協議会の役割をより一層発揮するため、制度や運用の一部を見直すものです。

1 地域協議会の役割等

(1) 地域協議会の役割

地域協議会は、地域の課題を解決するために、地域協議会委員が当該自治区に暮らす住民の目線に立った議論をし、取りまとめた意見を市政に伝える市長の附属機関です。

その性格上、地域の協働の要となることが期待されています。

(2) 諮問の趣旨、範囲

「諮問」とは、市長が政策判断の参考とするため、特定の案件について諮問機関に対して意見を求めるものです。市長は、自らの政策判断に必要とする意見を求めるため、諮問機関に対して諮問の趣旨や範囲を示して諮問します。

地域協議会への諮問は、地域協議会の役割を踏まえ、地域自治区内の「住民の生活に及ぼす影響」という観点から、地域協議会の意見を求めています。

(3) 自主的審議

地域協議会には自主的審議権があるため、諮問の範囲を超えて自主審議をすることが可能です。ただし、地域協議会は地域住民の意見を市政に反映するための仕組みであることから、地域自治区に住む住民としての観点からの議論となり、市に提出される意見書についても、当該区との関わりを基にした内容となります。

◎上越市地域自治区の設置に関する条例

第 7 条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べるができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
- (2) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項
- (3) 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

2 見直しの内容

(1) 諮問基準の整理・見直し

地域自治区に関する重要事項で「当該区の住民の生活に及ぼす影響」の観点から、真に必要なもののみを諮問することとし、次に掲げるものを除外します。

①統一基準に基づく公の施設の使用料の定期的な見直しや設定

<除外する理由>

一部の公の施設の使用料については、平成 26 年度に受益者負担の適正化を目指した統一的な算定基準を設けて改定しており、今後はその基準により 3 年毎に原価計算及び価値補正による使用料等の算定を行い、必要に応じて当該使用料を見直す予定であるため。

②公の施設への指定管理者制度の導入及び廃止

<除外する理由>

公の施設の管理運営は、指定管理制度においても条例や業務仕様書の範囲の中で行われるものであり、住民生活に大きな影響を及ぼすものではないため。

③地域自治区内の特定の地域の利用に特化した施設の廃止、管理の在り方の変更

<除外する理由>

使用する人が地元関係者に限定されており、それらの方々の了解が得られている施設の廃止や管理の在り方の変更については、市長の政策判断と地域住民の意向との間に齟齬が生じないため。

(2) 委員定数基準の見直し

現在、13 区と 15 区で異なる基準により定められている委員定数を、人口減少の現実を鑑み、全区統一の人口に基づく定数基準とします。

①定数の基準

- ・最少の定数は、会議体として必要な人員を確保する必要があることを踏まえるとともに、改正前の地方自治法に定められていた人口 2,000 人未満の町村の議会の議員の上限定数を参考に、12 人とする。(現行のまま)
- ・最多の定数は、会議体として一つの結論を導き出す必要があることを踏まえ、円滑な審議が可能な人数等を考慮して 20 人とする。(現行のまま)
- ・最少 (12 人) と最多 (20 人) の人数の範囲で、人口 5,000 人毎に均等に定員 2 人を割り振る。(変更点)

人口	新基準(案)	現 15 区基準	現 13 区基準	改正前自治法 の上限定数
2,000 人未満	12 人	12 人	12 人～14 人	12 人
2,000 人以上 5,000 人未満				14 人
5,000 人以上 10,000 人未満	14 人	16 人	16 人～18 人	18 人
10,000 人以上 15,000 人未満	16 人	18 人	18 人	22 人
15,000 人以上 20,000 人未満	18 人		—	
20,000 人以上	20 人	20 人	—	26 人

②各区の定数

地域自治区名	人口	現行定数	改正案	現行との差
高田区	29,276人	20人	20人	
新道区	9,248人	16人	14人	△2人
金谷区	14,475人	18人	16人	△2人
春日区	20,376人	18人	20人	2人
諏訪区	1,050人	12人	12人	
津有区	4,991人	16人	12人	△4人
三郷区	1,405人	12人	12人	
和田区	5,744人	16人	14人	△2人
高士区	1,503人	12人	12人	
直江津区	18,890人	18人	18人	
有田区	14,804人	18人	16人	△2人
八千浦区	4,067人	12人	12人	
保倉区	2,229人	12人	12人	
北諏訪区	1,599人	12人	12人	
谷浜・桑取区	1,713人	12人	12人	
安塚区	2,653人	12人	12人	
浦川原区	3,549人	12人	12人	
大島区	1,733人	12人	12人	
牧区	2,097人	14人	12人	△2人
柿崎区	10,233人	18人	16人	△2人
大潟区	9,705人	18人	14人	△4人
頸城区	9,474人	18人	14人	△4人
吉川区	4,477人	16人	12人	△4人
中郷区	4,065人	14人	12人	△2人
板倉区	7,164人	16人	14人	△2人
清里区	2,900人	12人	12人	
三和区	5,867人	16人	14人	△2人
名立区	2,752人	14人	12人	△2人
合計	198,039人	416人	382人	△34人

※人口は、平成27年4月30日現在の住民基本台帳データ（外国人除く）による。

ただし、正式な定数は、改選の前年の9月30日現在の住民基本台帳データを使用する。

(3) 公務員のうち非常勤に当たる職員の委員資格の容認

地域の貴重な人材を確保するため、公職選挙法に準じて公務員の立候補制限をしている規定を緩和し、非常勤職員の委員資格を認めることとします。

ただし、上越市の非常勤職員で、諮問や意見書の当事者（市長その他の市の機関）となりうる職及び公選制であることによる選挙事務関係の主要な役職については、職責遂行に支障があると考えられるため、従前どおり制限します。

<従前どおり制限する職>

選挙管理委員会委員、監査委員、教育委員会委員等のほか、非常勤一般職のうち職種が施設の長等に当たる者

(4) その他一層の活性化に向けた取組

- ① 地域の課題を把握し解決に当たるため、地域住民や団体との意見交換会の開催を一層進めるとともに、自主的審議の結果をいかすことにつながる「意見書」や「地域を元気にするために必要な提案事業」「地域活動支援事業」のそれぞれの活用方法を分かりやすく示し、内容に合った解決手法を選択してもらえよう、サポートを強化していきます。
- ② 委員の活発な議論を促し、地域協議会の活性化を図るため、研修機会の充実等について検討を進めます。
- ③ 地域協議会委員の役割、諮問・答申の在り方や諮問の趣旨のほか、地域を元気にするために必要な提案事業や地域活動支援事業等の説明などをわかりやすくまとめた手引きを作成し、委員のマニュアルとして活用します。また、次期改選に向けて一般市民にも公表・配布します。

3 今後のスケジュール（予定）

7月下旬～	各地域協議会への説明
12月議会	条例改正案議会提案
12月中旬	委員募集に関する周知開始
3月	委員公募
4月中旬	委員選任
4月29日～	委員任命